



新型コロナウイルス感染症に関する呉市警戒本部の設置について

1 趣旨

国は、令和2年1月28日、新型コロナウイルス感染症を感染症法に定める指定感染症に指定する政令を公布し、令和2年2月7日から施行することとなり、広島県は1月29日に「広島県特別警戒本部」を設置しました。これを受け、呉市においても、呉市保健所長を本部長とする「呉市警戒本部」を同日設置し、県と連携し感染予防対策を進めます。

呉市では、市民の皆様へ「3 市民への呼びかけ」について周知を凶っております。

報道関係の皆様におかれましては、市民の皆様への周知にご協力をお願いします。

2 経緯

R2. 1.14 (火) 医療機関への情報提供開始

1.20 (月) 呉市ホームページに「新型コロナウイルス情報」を掲載開始

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/44/sinngatakorona.html>

1.22 (水) 学校、企業への感染防止の情報提供

1.28 (火) 新型コロナウイルス感染症に関する「呉市感染症対策連絡会議」を開催
(保健総務課、危機管理課、福祉保健課、学校安全課、消防局警防課)

1.29(水) 呉市保健所長を本部長とする新型コロナウイルス感染症に関する「呉市警戒本部」を設置

1.31 (金) 呉市警戒本部会議開催 (予定)

・市政だより3月号(2月10日発行)において感染防止対策の広報(予定)

・呉市フェイスブック及び呉市ホームページに掲載し、最新情報を提供します。(予定)

3 市民への呼びかけ

◆市民の皆様へ

○次の症状が認められ、かつ渡航歴等の条件を満たす方(症例定義)は、速やかに保健所に連絡し、その指示に従ってください。

【症状】発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状を有している。

【条件】発症から遡って2週間以内に、

①中国武漢市への渡航歴がある または

②「中国武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

○特に症状が認められない方は、過度に心配することなく、咳エチケットや手洗いの徹底などの通常の感染対策に努めてください。

4 相談窓口

呉市保健所 保健総務課 【平日】8時30分～17時15分：25-3525

【休日・夜間】：25-3590

※ 休日・夜間の対応について、広島県がコールセンターの設置を現在準備中であり、呉市も当該体制に移行する予定です。